

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R2.12.31	契約解除	変更前	郵便局	517190	渡子簡易郵便局	○	広島県呉市音戸町渡子2-19-8	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.1.1	業務変更	変更前	郵便局	518230	走島簡易郵便局	○	広島県福山市走島町137	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	営業所	518230	走島簡易郵便局	○	広島県福山市走島町137	○	○	○	×	○	○	-	-
R3.1.1	業務変更	変更前	郵便局	548160	総社泉簡易郵便局	○	岡山県総社市泉1-217	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	営業所	548160	総社泉簡易郵便局	○	岡山県総社市泉1-217	-	○	○	×	○	○	-	-
R3.1.1	業務変更	変更前	郵便局	748190	東山簡易郵便局	○	福岡県みやま市瀬高町長田2307-1	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	営業所	748190	東山簡易郵便局	○	福岡県みやま市瀬高町長田2307-1	○	○	○	×	○	○	-	-
R3.1.6	業務変更	変更前	営業所	088420	平野簡易郵便局	○	山梨県南都留郡山中湖村平野新井94	-	○	○	×	○	×	-	-
		変更後	営業所	088420	平野簡易郵便局	○	山梨県南都留郡山中湖村平野新井94	-	○	○	×	○	○	-	-
R3.1.9	廃止	変更前	営業所	414251	大阪南郵便局城南寺町分室	-	大阪府大阪市天王寺区城南寺町9-8	-	○	○	×	○	×	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.1.12	移転	変更前	郵便局	240870	高鷲郵便局	-	岐阜県郡上市高鷲町大鷲743-1	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	240870	高鷲郵便局	-	岐阜県郡上市高鷲町大鷲869-1	○	○	○	○	○	○	-	-
R3.1.12	契約締結・移転	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	648110	中津川簡易郵便局	○	高知県高岡郡四万十町窪川中津川829-1	○	○	○	×	○	○	-	-
R3.1.12	契約締結・移転	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	717520	名越谷簡易郵便局	○	熊本県下益城郡美里町名越谷1804-2	○	○	○	×	○	○	-	-
R3.1.16	住居表示変更	変更前	郵便局	723100	大分羽屋郵便局	-	大分県大分市古国府409-2	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	723100	大分羽屋郵便局	-	大分県大分市古国府4-10-22	-	○	○	○	○	○	-	-
R3.1.16	住居表示変更	変更前	郵便局	723160	大分荏隈郵便局	-	大分県大分市荏隈荏隈町4-1	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	723160	大分荏隈郵便局	-	大分県大分市荏隈町2-1-4	-	○	○	○	○	○	-	-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.1.30	契約解除	変更前	営業所	617110	大和簡易郵便局	○	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲1739-3	○	○	×	×	×	×	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.1.30	契約解除	変更前	営業所	617120	三善簡易郵便局	○	愛媛県大洲市春賀甲950	○	○	×	×	×	×	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.1.30	契約解除	変更前	営業所	617190	蔵川簡易郵便局	○	愛媛県大洲市蔵川甲265	○	○	○	×	○	×	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.1.30	契約解除	変更前	営業所	617440	河内簡易郵便局	○	愛媛県喜多郡内子町河内802	○	○	×	×	×	×	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3.1.30	契約解除	変更前	営業所	787400	中山簡易郵便局	○	鹿児島県鹿屋市串良町上小原2605-4	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。